

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成26年9月11日（木）17：59～18：17

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

黒田 達也 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会特別参与

春名 卓 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会事務局総括

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 国際戦略特区での規制改革提案

3 閉会

○宇野参事官 それでは、ちょっと時間が押してしまって申し訳ございません。

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会様から、JNB国際戦略特区での規制改革提案ということで御説明いただきたいのですが、時間が全体20分ということなので、前半10分弱で御説明いただいた後、質疑応答という形にさせていただきたいと思います。

それから、一応この会議は公開ということが原則になっているのですが、大丈夫ですか。

では、公開を前提ということでやらせていただきます。

では、座長、よろしくお願いします。

○八田座長 わざわざお越しくださいますて、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○黒田特別参与 それでは、よろしくお願いします。

本来ならば、当会の会長である池田弘、あるいは取りまとめに中心的に携わった副会長の政策提言委員会委員長の松田修一から御説明差し上げるべきところなのですが、所用に

より欠席しておりますので代わりにご説明申し上げます、政策担当をしています特別参与の黒田と申します。あと、総括の春名でございます。よろしく申し上げます。

こちらに並べてあります11本の規制改革提案でございますけれども、御覧になっていただいたとおり、必ずしも規制改革そのものではなくて、制度変更や組織変更等々も幅広く含まれた提案をさせていただいております。

これは、基本的には過去の日本ニュービジネス協議会連合会で提言を政府の関係各省庁に出させていただいたものを、今回11本にまとめさせていただいたという形になっております。

時間が限られていますので、軽重をつけて簡単に御説明を差し上げたいと思います。

まず、(1)の「①開業率向上のための廃業率加速の支援を」ということですが、少しページが飛びますが、5ページの4ポツの①に御説明を書かせていただいております。重要なところだけ申し上げますと、開廃業率を10%にするというアベノミクスの目標がございますが、特に廃業率を加速させるということも重要ではないかと私どもは考えておりました、その際に、能力のある従業員や家族の後継者が、事業を切り出して新会社を開業できるようにするために、従来の経営者の個人保証から解放させてやるということを制度的に手当てする必要があるのではないかと。

また、従来の経営者が路頭に迷うことがないように、生活最低限の資産を確保できるような仕組みを整えてあげることが廃業率加速の支援になり、リストラクチャリングがスムーズに進むのではないかとという視点での提案でございます。

続きまして、次の6ページの「②1次産業の6次産業化のためにソーシャルアントプレナー（若者能力）の活用を」ということですが、これにつきましては少し漠然としておりますが、特に首長が中心になって、地域で1次産業を6次産業化することによって雇用の幅を広げて、若者が長期に地方に定着する、あるいはそれを支援する場づくりを進めていくべきだという提言でございます。

続いて「③地域先輩起業家が支援する旦那ファンドの定着を」、このところは非常に私どもも昨今力を入れて主張させていただいておりますが、現在、個人エンジェル税制がございまして、法人エンジェル税制として法人にも一定の条件のもと枠を広げるべきではないかと。

特に、長年地域のことを考えながら地場で活躍をされている企業、その企業のお金が基本的には地方銀行の預金としてストックされている。地方の経営者の方というのは、個人の給料を多額にもらいますと、税金の関係や、その会社の給与体系の問題もあって、かなり低目に抑えて、その分企業の口座にキャッシュを残すという形で運営されている方が現実的には多い。その眠ったキャッシュを流動化させることが地域の活性化にとって重要ではないかというところで、総称して「旦那ファンド」というファンドに拠出する際には、エンジェル税制に近い形の税制優遇が行われれば、そうしたものが促進できるのではないかと。

さらに、そこで投資をして取得した株式も、地方ですと流動性がないものですから、従来と違った形の、よりコストのかからない新たな「グリーンシート市場」を創設し、株式としても流動化できるようなチャンネルをつくっていただきたいという提案でございます。

「④設立10年以内の企業からの公的資材調達と電子入札の統一化を」についてですが、前段の公的資材調達をベンチャーからというのは、今、政府でも検討されているということでございますので、それをフォローするような形ですが、当会からも主張させていただいているということです。

電子入札の統一化というのは、それをできるだけコストをかけずにやってくださいということでございますので、御理解いただけるのではないかと思います。

次の7ページ、5ポツでございます。表ですとまた①に戻っていますが、トップページの表ですと⑤になります、「ビジネススタート・運営に最適な環境づくりとしてのワンストップ申請手続を」。ベンチャーを起業するときにワンストップで手続が済むようなチャンネルをとということで、これも現在の各特区でワンストップの起業センターとか、それぞれの地域で名称が異なっているようですが、提案はされているようです。

ただ、手続だけではなくて、できれば企業に当たっての融資や補助金の制度もあっせんしていただけるような積極的なワンストップチャンネルでないと、なかなか起業が増えないのではないかという機能の拡張も加味して、ワンストップセンター的なものを各地域につくっていただきたいというところです。

そこでは、②になっていますが、トップの表では⑥になります。「歳入庁の創設による法人税・所得税・社会保険料徴収の一体化を」。これは規制緩和というより制度改正でして、できるだけそうした手続を円滑にしてほしいということで、少し大きな枠の話でございますので、ここでは御紹介だけにさせていただきます。

②の最後のところですが、ページをめくっていただいて8ページ、企業勤務者、すなわちサラリーマンがベンチャーを起こした場合、現実的な問題になるのは、起業した年の翌年から来る地方税や社会保険料が意外に重くて、キャッシュにショートするという場面が多々あります。細かい話ですが、その辺を分割払いを認めるとか、少し現実的な細かいところも視点を置いてほしいということでここでは入れさせていただいております。

続いて③、表ですと⑦になりますが「電子カルテ徹底による健康医療コストの削減を」ということで、これは効率的な医療行政をとということです、これについてはこれ以上付言をする必要はないかなと思います。

6ポツに入りまして、その下の①、トップページでは⑧です。「研究と若者集積地である大学の研究成果の事業化への参加と支援人材の育成を」。特に申し上げたいのは次の9ページ目のこの段の最後の3行ほどですが、大学が自らの改革による地域再生の拠点となるべきであって、事業プロモーターと連携をして、自ら投資をするリスクを負って、大学発ベンチャーを輩出するように、研究成果のKPIを定めて推進すべきであると主張させていただいております。

②、トップの表では⑨になりますが「大学等への研究開発支援機関による金銭や知財現物出資の道」。知財をまとめてJSTやNEDOなどが集約をして、出資の形態も金銭だけではなくて知財出資等も認めたほうが、より技術ベンチャーの支援に貢献できるのではないかという御提案でございます。

③、トップでは⑩になりますが「技術ベンチャー育成のためのスタートアップ税制恩典および雇用規制の緩和を」。これは中身が二つに分かれているのですが、まずはこれも従来から強く主張させていただいておりますが、設立5年間のベンチャーに関しては、黒字であっても法人税、地方税の免除をしてほしいということで、これも現在の六つの特区でも、福岡等、同様の主張を首長がされているケースもあるやに聞いておりますが、当会も従来からそういう主張をさせていただいております。

また、起業家が失敗した場合のセーフネットというのもないと、なかなか起業が促進されないということもありまして、共済保険制度のようなものも導入したらどうだろうかということ。

さらには、実際、起業してうまくいき始めても、より大きなベンチャーに成長するためには、優秀な人材が欠かせませんが、人材を確保する場合、どうしてもベンチャーの場合は、現実には寝袋を持って24時間とは言いませんが、寝食を忘れて没頭してやっと成功するという世界でございます。そうしますと、従来の雇用規制を一律に適用されては、なかなか有望なベンチャーも育ちにくいというところもございまして、その辺は弾力的に人材を確保できるように、ベンチャーに関して、あるいはそのベンチャーの中でも一定のポジション、すなわちブレイン的な方とか、経営に近い方など、あるいはプログラマーとかスペシャリティーのある方、そうした方に関しては、労働時間や雇用期間、解雇条件等の規制を緩和していただかないとなかなかベンチャーも育たないというところがございますので、その雇用規制の緩和を是非検討していただきたいと思っております。

最後になりますが、④、トップページだと⑪になりますが「技術ベンチャーによるWin-Win体制加速の税制支援を」ということでございますが、ここは長く書いてありますが、最後の10ページの一番下のほうにございますが、経済産業省のほうで、産業競争力強化法の中で、ベンチャーファンドに対して出資した場合、出資金額の8割を損金計上できるという、素晴らしい仕組みが出来ましたけれども、ベンチャーファンド経由ではなくて直接既存の大企業がベンチャーに投資する場合は、そのまま8割ほど損失準備金として繰り入れできるようにしないと、なかなか大企業のお金はベンチャーに行かないのではないかとということで、もっと制度をストレートに、簡潔にしましょうということが趣旨でございます。

以上、雑駁でございますが、11本御説明をさせていただきました。

御清聴、ありがとうございました。

○八田座長 ありがとうございました。

一つだけ御質問があるのですが、個人保証からの解放というのは非常にいいと思うのですが、具体的にはどういう規制の改革を要望したりするのでしょうか。

○黒田特別参与 今、金融機関の融資については、従来個人の資産をもとにした担保をとって融資をしていたところが、より実際のビジネスプランの将来性をもとに、そのプロジェクトに対して融資をするようにという形で考え方が変わりつつあると思うのですが、現実的にはまだまだ個人の財産に対して担保をとっている現状があると思います。そこを、この場合ですと、債権を切り離す段階では新たに事業を切り出して、実際、もう担保がついてしまっているものはしょうがないので、個人保証については清算をする。すなわち、従業員や様々な知財等を新たに新会社をつくって切り出して、残ったところは個人資産、担保が付いているものを償却して、ただし、その際に、元の経営者のために生活最低限の資産を確保する、あるいは手当をするという制度を入れたらどうだろうかということなのです。

○八田座長 具体的に規制を何をどう変えたらいいのか、どの法律あるいはどの通達を変えればいいのか。

○黒田特別参与 具体的な該当法案については、本来でしたらその法案の改正内容を示して、なおかつその経済的な効果を示すようにという指示があったのですが、積算は困難でしたので。

○八田座長 今回はいいですけども、要するに、何が障害になっているかということを教えていただければありがたかった。

では、私の質問はそれですが、あと、他にありますか。

○原委員 歳入庁のお話があつて、これは私はあまり特区でということ意識してこの問題を考えたことがなかったのですが、仮に特区でやるとしたときにどういった問題があり得るか。それから、実際に特区内でビジネスをされている方にとってのメリットと考えてよろしいのでしょうかね。特区の中でどういうメリットが出てくるのかというあたりを、もし何かございましたら。

○黒田特別参与 ベンチャー経営者からすると、それぞれの税金や保険料の計算や納付が非常に煩雑ですので、それにかかなりの労力を割かれるケースが多々あります。ある程度お金があるところでしたら別にプロをそれぞれ頼めばいいわけですが、現実的にはスタートアップの企業などはなかなかそれができない。社長が営業もしつつ、そうした経理もやり、それぞれの税の納付や保険料計算もするというとかなり時間と労力を割かれますので、その辺を簡素化していただければ、間接的にスタートアップの経営者の労力を省くことができるという趣旨です。実際のベンチャーへの効果というのはそういったことでございます。

○原委員 これは東京で考えると、税務署と都税事務所と社会保険事務所と、何かワンストップセンターみたいなものができる。

○黒田特別参与 そうですね。ワンストップセンターができ、なおかつ制度自体がもっと簡素化して一体化できればより効果が上がると思います。

○八田座長 全国でできればいいですね。

○黒田特別参与 そうですね。それは全国でできればよいですね。

○八田座長 どうもありがとうございました。